

改 正 案	現 行
<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四号に掲げる建築物については次の表一の(イ)項に掲げる図書を、同項第一号に掲げる建築物については同表の(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書を、同項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(ニ)項、(ホ)項及び(ヘ)項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(ロ)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(ロ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、法第二十八条の二の規定により石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書を、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書を、法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七</p>	<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四号に掲げる建築物については次の表一の(イ)項に掲げる図書を、同項第一号に掲げる建築物については同表の(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書を、同項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(ニ)項、(ホ)項及び(ヘ)項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(ロ)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(ロ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、法第二十八条の二の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書を、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書を、法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七</p>

項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(ハ)項に掲げる図書を、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(ロ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(リ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ル)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(レ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(ロ)項に掲げる図書を、法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。以下同じ。）に係る間口率（法第六十七条の二第六項に規定する間口率をいう。以下同じ。）の制限及び高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(レ)項に掲げる図書を、次の表二及び表三の(イ)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認

の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(ハ)項に掲げる図書を、同条第九項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(ロ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(リ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ル)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(レ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(ロ)項に掲げる図書を、法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。以下同じ。）に係る間口率（法第六十七条の二第六項に規定する間口率をいう。以下同じ。）の制限及び高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(レ)項に掲げる図書を、次の表二及び表三の(イ)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認

定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項、(二)項、(四)項、(五)項及び(七)項並びに表三の(一)項の計算書並びに同表の(六)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)を添えたものとする。ただし、表一の(イ)項、(ウ)項、(ト)項、(チ)項、(リ)項、(ロ)項又は(セ)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

表一

図書の種類		明示すべき事項
(イ)	(略)	
各階平面図	(略)	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火設備の位置、延焼のおそれのある部分の外壁の構造並びに申請に係る計画が法第三条第二項の規定により法第二十八条の二(建築基準法施行令(以下「令」という。)第三百三十七条の四の二に規定する基準に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物の計画である場合であつて当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この項において「増築等」という。)をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について

書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項、(二)項、(四)項、(五)項及び(七)項並びに表三の(一)項の計算書並びに同表の(六)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)を添えたものとする。ただし、表一の(イ)項、(ウ)項、(ト)項、(チ)項、(リ)項、(ロ)項又は(セ)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

表一

図書の種類		明示すべき事項
(イ)	(略)	
各階平面図	(略)	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火設備の位置、延焼のおそれのある部分の外壁の構造並びに消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第九条の二第一項に規定する住宅用防災機器の位置及び種類

三		二 (略)			
(十三)	(一) (十二)	(イ)	(ロ)	(五) (ハ)	(ニ)
表、令第二十条	令第二十条の七 第一項第二号の	(略)	(略)	(略)	使用建築材料表
認定に係る認定書の写し	令第二十条の七第一項第二号の表、令第二十条の八第二項又は令第二十条の九の	(略)	(略)	(略)	令第二十条の七第一項第一号に規定する内装の仕上げ（以下単に「内装の仕上げ」という。）に用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積

三		二 (略)			
(十三)	(一) (十二)	(イ)	(ロ)	(五) (ハ)	(ニ)
表、令第二十条	令第二十条の五 第一項第四号の	(略)	(略)	(略)	使用建築材料表
認定に係る認定書の写し	令第二十条の五第一項第四号の表、令第二十条の六第二項又は令第二十条の七の	(略)	(略)	(略)	建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十条の五第一項第三号に規定する内装の仕上げ（以下単に「内装の仕上げ」という。）に用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積

(十四)	の八第二項又は令第二十條の九の認定を受けた居室を有する建築物	令第二十條の七第二項から第四項までの認定に係る認定書の写し
(十五)～(十九)	有する建築物を用いる居室を有する建築物	(略)

2～5 (略)

6 法第六條第一項の規定による確認の申請に係る計画に次の表の(イ)欄各項に該当する建築設備が含まれる場合においては、前項の図書のほか、(ロ)欄の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。

(一)～(四)	(略)	(イ)
(五)	居室の換気設備	(ロ)
	で令第二十條の	令第二十條の八第一項第一号ロ(1)又はハの認定に係る認定書の写し

(十四)	の六第二項又は令第二十條の七の認定を受けた居室を有する建築物	令第二十條の五第二項から第四項までの認定に係る認定書の写し
(十五)～(十九)	有する建築物を用いる居室を有する建築物	(略)

2～5 (略)

6 法第六條第一項の規定による確認の申請に係る計画に次の表の(イ)欄各項に該当する建築設備が含まれる場合においては、前項の図書のほか、(ロ)欄の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。

(一)～(四)	(略)	(イ)
(五)	居室の換気設備	(ロ)
	で令第二十條の	令第二十條の六第一項第一号ロ(1)又はハの認定に係る認定書の写し

(六) (十四)	八第一項第一号 ロ(1)又はハの認 定を受けたもの	(略)
----------	---------------------------------	-----

7 (略)

(全体計画認定の申請等)

第十条の二十三 全体計画認定の申請をしようとする者は、別記第六十七号の三様式による申請書（以下この条及び次条において単に「申請書」という。）の正本及び副本並びに別記第六十七号の四様式による全体計画概要書（以下単に「全体計画概要書」という。）に、次に掲げる図書で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えて、特定行政庁に提出するものとする。ただし、第一条の三第一項の表一の(イ)項、(ウ)項、(ロ)項、(ハ)項、(ニ)項又は(ホ)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

一 (三) (略)

四 法第二十八条の二の規定により石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については、第一条の三第一項の表一の(ニ)項に掲げる図書

五 (十四) (略)

2 (略)

(六) (十四)	六第一項第一号 ロ(1)又はハの認 定を受けたもの	(略)
----------	---------------------------------	-----

7 (略)

(全体計画認定の申請等)

第十条の二十三 全体計画認定の申請をしようとする者は、別記第六十七号の三様式による申請書（以下この条及び次条において単に「申請書」という。）の正本及び副本並びに別記第六十七号の四様式による全体計画概要書（以下単に「全体計画概要書」という。）に、次に掲げる図書で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えて、特定行政庁に提出するものとする。ただし、第一条の三第一項の表一の(イ)項、(ウ)項、(ロ)項、(ハ)項、(ニ)項又は(ホ)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

一 (三) (略)

四 法第二十八条の二の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については、第一条の三第一項の表一の(ニ)項に掲げる図書

五 (十四) (略)

2 (略)

※ 別記様式第三十六号の二の四を改正（別紙）

附 則

この省令は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。ただし、第一条中別記第三十六号の二の四様式の改正規定は平成十九年四月一日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>（計画の認定の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第八条第三項第三号に掲げる基準に適合するものとして同条第一項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は前項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第四号様式の正本及び副本に、それぞれ、建築基準法第六条第一項第一号に掲げる建築物については建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表一の（イ）項及び（ロ）項に掲げる図書を、同法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の（イ）項、（ロ）項及び（ハ）項に掲げる図書並びに同規則第一条の三第一項の表二の（二）項（ロ）欄に掲げる図書を、これらの建築物以外の建築物については同項の表一の（イ）項に掲げる図書を添えて、これらの図書のほか、さらに、同法第二十八条の二の規定により石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の（ニ）項に掲げる図書を、同法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等（建築基準法施行令第二百二十八条の四第四項に規定する内装の制限を受ける調理室等を</p>	<p>（計画の認定の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第八条第三項第三号に掲げる基準に適合するものとして同条第一項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は前項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第四号様式の正本及び副本に、それぞれ、建築基準法第六条第一項第一号に掲げる建築物については建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表一の（イ）項及び（ロ）項に掲げる図書を、同法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の（イ）項、（ロ）項及び（ハ）項に掲げる図書並びに同規則第一条の三第一項の表二の（二）項（ロ）欄に掲げる図書を、これらの建築物以外の建築物については同項の表一の（イ）項に掲げる図書を添えて、これらの図書のほか、さらに、同法第二十八条の二の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の（ニ）項に掲げる図書を、同法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等（建築基準法施行令第二百二十八条の四第四項に規定する内装の制限を受ける調理室等をい</p>



いう。)を有する建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書を、同法第五十二条第八項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書を、同条第九項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ト)項に掲げる図書を、同法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(リ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ム)項に掲げる図書を、同法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書を、建築基準法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。)に係る間口率(建築基準法第六十七条の二第六項に規定する間口率をいう。)の制限及び高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(を)項に掲げる図書を、当該計画に同法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は当該計画が同法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に係るもので同令第四百四十六条第一項第二号に掲げ

う。)を有する建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書を、同法第五十二条第八項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ハ)項に掲げる図書を、同条第九項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第七項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(ト)項に掲げる図書を、同法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ニ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(リ)項に掲げる図書を、同項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(ム)項に掲げる図書を、同法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書を、建築基準法第六十七条の二第六項の規定により防災都市計画施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十一条第二項に規定する防災都市計画施設をいう。)に係る間口率(建築基準法第六十七条の二第六項に規定する間口率をいう。)の制限及び高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(を)項に掲げる図書を、当該計画に同法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は当該計画が同法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に係るもので同令第四百四十六条第一項第二号に掲げる

る建築設備に係る部分が含まれる場合においては同規則別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに同規則第一条の三第八項の表のそれぞれの項に掲げる図書及び同条第六項の表の(イ)欄(一)項又は(二)項に該当する建築設備が含まれる場合においては同表の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書を、同条第九項の規定に基づき特定行政庁（同法第二条第三十二号に規定する特定行政庁をいう。）が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

4  
～  
9  
(略)

建築設備に係る部分が含まれる場合においては同規則別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに同規則第一条の三第八項の表のそれぞれの項に掲げる図書及び同条第六項の表の(イ)欄(一)項又は(二)項に該当する建築設備が含まれる場合においては同表の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書を、同条第九項の規定に基づき特定行政庁（同法第二条第三十二号に規定する特定行政庁をいう。）が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

4  
～  
9  
(略)

改 正 案	現 行
<p>（確認検査の方法）</p> <p>第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認 次に定める方法</p> <p>イ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）別記第二号様式の第二面から第五面までに記載すべき事項のほか、次の(1)から(12)までに掲げる事項が記載された図書及び(13)に掲げる図書をもって行うこと。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第二十八条の二の規定により石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(1)項に掲げる明示すべき事項</p> <p>(5)～(13) (略)</p> <p>ロ～レ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（確認検査の方法）</p> <p>第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認 次に定める方法</p> <p>イ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）別記第二号様式の第二面から第五面までに記載すべき事項のほか、次の(1)から(12)までに掲げる事項が記載された図書及び(13)に掲げる図書をもって行うこと。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第二十八条の二の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(1)項に掲げる明示すべき事項</p> <p>(5)～(13) (略)</p> <p>ロ～レ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>